

茨城県でネギの生産販売業を営む申立人について、平成26年10月分までの風評被害に基づく逸失利益が原発事故の影響割合を7割として、賠償された事例。

1152

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり、和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

営業損害

6万5726円

期 間 平成26年5月1日から平成26年10月31日まで

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目（同項記載の期間に限る。）についての和解金として、申立人に対して金6万5726円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、第1項の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は、被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年12月4日

（仲介委員 野嶋慎一郎）